

（一社）日本下水道施設業協会と災害復旧協定を締結しました ～下水道施設の危機管理体制の強化に向けて～

堺市上下水道局では、以下のとおり（一社）日本下水道施設業協会と災害復旧協定を締結します。

上下水道局は家庭や事業所等で使用され汚れた水を市内3か所の水再生センター（下水処理場）できれいにして川や海に戻すことをはじめ、大雨でまちが浸水しないように適切に雨水を排水するなど、市民生活の安全・安心な暮らしの確保や、川や海の水環境を保全する大切な役割を担っています。

下水道施設には、水再生センターのほかに、6か所のポンプ場や雨水調整池など重要な施設があり、これらが全て組み合わさることで初めて下水道が機能します。

このことから、地震や風水害等の大規模災害によって水再生センターやポンプ場（以下、下水道施設という。）の機械・電気設備が被災した場合、被害を最小限に留めるため、下水道施設の機械・電気設備の復旧等に係る専門知識やノウハウを有している同協会と協定を締結することで、いち早い復旧につなげます。

1 協定名

自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書

2 協定締結日

令和3年7月21日（水）

3 相手方

一般社団法人 日本下水道施設業協会

4 協定内容

大規模災害によって下水道施設の機械・電気設備に被害が発生し、応急復旧のための緊急工事を実施する必要がある場合に、堺市が（一社）日本下水道施設業協会に対して必要な協力を要請することで、全国のメーカーと支援に関する連絡調整を行うことができ、下水道施設の機械・電気設備の機能復旧において、以下の点から迅速な対応が可能となります。

1. 被災状況調査の派遣依頼
2. 機能復旧に向けた機器及び資材の手配
3. 専門知識を持ったエンジニアの確保

5 対象施設

水再生センター 3か所（三宝水再生センター、石津水再生センター、泉北水再生センター）

下水ポンプ場 6か所（豎川下水ポンプ場、古川下水ポンプ場、浜寺下水ポンプ場、
湊石津下水ポンプ場、戎橋下水ポンプ場、出島下水ポンプ場）

（参考）

一般社団法人日本下水道施設業協会は、「下水道事業の円滑な執行とその促進に寄与し、国民生活の環境改善と産業の発展に貢献すること」を目的に、昭和56年11月に設立され、機械設備・電気設備に携わる企業40社より構成される一般社団法人です。

問い合わせ先	担当課：上下水道局 下水道施設部 下水道施設課 電話：072-229-1725 ファックス：072-229-1800
--------	--

自然災害による下水道機械・電気設備
緊急工事に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設業協会（以下「乙」という。）とは、自然災害発生時における下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事（以下「緊急工事」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が管理する下水道機械・電気設備の緊急工事を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、緊急工事を実施する必要があると認めたときは、乙に必要な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、その要請の趣旨に従い甲に協力するものとする。

（会員との協定）

第3条 甲は、緊急工事を円滑に実施するために、乙の会員と、甲乙協議のうえ別途定めた協定及びその様式を予め締結しておくものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和4年3月31日までとする。

但し、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（補則）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 月 日

甲 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
堺市
代表 堺市上下水道事業管理者 出未 明彦

印

乙 東京都中央区新川二丁目6番16号
一般社団法人 日本下水道施設業協会
会 長 木股 昌俊